

# 防府市建設工事等予定価格積算内訳公表実施要綱

平成13年4月1日制定

## 第1条 目 的

防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（以下、「選定要綱」という。）第1条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（選定要綱第1条に規定する「測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務」をいう。以下同じ。）（以下総称して「建設工事等」という。）の積算の透明性の一層の向上を図る観点から、積算内訳の事後公表を実施するものとする。

## 第2条 公表の対象

公表の対象は、防府市が発注する建設工事等とする。ただし、次の場合を除く。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。）第167条の2第1項第1号から5号・7号の規定及び防府市財務規則（平成8年3月19日規則第6号。以下「財務規則」という。）第103条第1号の規定により随意契約によることとした場合。
- （2） 防府市建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合。

## 第3条 公表の内容

公表する積算内訳の資料に明示する内容は次のとおりとする。

- （1） 表紙には、工事名、工事場所、工事概要を記載する。
- （2） 内訳書には、工事の種類により次の項目を記載する。
  - ① 土木系工事及びコンサルタント業務（土木系工事関係）
    - （a）「種別」「工種」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量（一式）、金額を記載する。
    - （b）「細別」「規格」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量、規格を記載する。
  - ② 営繕系工事及びコンサルタント業務（営繕系工事関係）

内訳書及び代価表等の数量、金額等を明示する積算内訳の工事費内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書、共通費算定書、代価表

ただし、分割発注等により施工箇所及び工事内容が概ね同一である別工事を同一年度内に発注する予定がある場合など、反復継続される同種の事業の実施が著しく困難になるおそれがある場合は、従来どおり積算体系上の「科目及び中項目」の数量、金額等を明示する積算内訳の資料を公表する。

(3) 金額の記載は工事(業務)価格までとし、消費税等相当額及び工事(業務)費計は記載しないものとする。

#### 第4条 公表の時期

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第9条第2項の規定によるものとする。

#### 第5条 公表の場所

防府市入札情報公開システムにおいて公表する。

#### 第6条 公表方法

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第9条の規定によるものとする。

#### 第7条 公表の期間

公表する内容を記した資料は、競争に付した場合は入札を執行した日の属する年度及び翌年度において、随意契約によることとした場合は契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日以降入札を執行した工事について実施するものとする。

#### 附 則 (一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。